

歴史的環境としてのヴァナキュラー環境評価 ～日米の歴史的環境保全思想の比較研究～*

A Study on the Thought of Historic Preservation in Evaluating the Vernacular Environment
—A Comparative Study in Japan and America—*

阿部貴弘**・篠原修***

By Takahiro ABE**・Osamu SHINOHARA***

1. 研究の背景

近年、歴史的環境の保全に対する関心が高まるにつれ、神社・仏閣等のいわゆる逸品・銘品のみならず、多種多様な歴史的環境の保全の必要性が認識されている。これまでは保全の対象と考えられていなかった、日本各地に点在する棚田の風景や、アイヌ民族の聖地である二風谷(北海道平取町)といった、地域の日常生活の中で大切にされてきた環境の保全に対する要請が強まっている。しかし、現在こうした要請に応える気運が高まっているとは言い難い。

その原因の一つに、棚田や二風谷といった環境の、歴史的重要性に対する認識の低さが挙げられる。近年の歴史的環境の保全に対する関心の高まりを受け、保全制度や保全手法あるいは活用方法の議論は活発に行われてきた。それにより、1996(平成 8)年には、文化財保護法に欧米の制度を参考とした登録制度が導入され、近代文化遺産の登録が進められている。また、全国各地で文化財の活用・再生を軸としたまちづくり、いわゆる歴史をいかしたまちづくりが盛んに行われるようになった。しかし、こうした制度面や活用面の議論が先行し、歴史的環境として、どのような環境を、どのような視点から、何故、評価し保全するのかといった、歴史的環境の保全思想に関する議論はあまりなされていない。つまり、棚田や二風谷のような環境に対しても、どのような視点から、何故、評価し保全するのかという議論が欠如しているため、それらの歴史的重要性に関して、極めて漠然とした認識しか持たれていないのである。

一方米国では、多種多様な歴史的環境の保全が行われている。歴史的建造物に限っても、日本の 10 倍以上が保全の対象となっている¹⁾。米国においては、棚田や二風谷といった環境は、ヴァナキュラー環境(vernacular environment)と呼ばれる。ヴァナキュラー環境とは、普通の人々の地域の日常生活の中で育まれてきた環境と解釈される環境であり²⁾、日本においても建築や造園の分野では定着した用語である。米国では、1970 年代以降、

多様な視点から、ヴァナキュラー環境の歴史的的重要性を評価し、保全してきている。ヴァナキュラー環境の歴史的的重要性を評価することで、古くから使われてきたコミュニティホールや掲示板、あるいは地域生活を支えてきた土木構造物等、地域の日常生活の中で大切にされてきた環境が見出され、保全の対象となっている。それらは一見ごくありふれたコミュニティホールや掲示板、あるいは土木構造物ではあるが、地域の日常生活においては、とても大切にされてきた環境であり、それらを保全することにより、地域の個性やアイデンティティの確認がなされている。

前述のように、日本においてもヴァナキュラー環境と呼ばれうる環境の保全に対する関心が高まっている現在、日本におけるヴァナキュラー環境の歴史的的重要性を評価し保全していくことの意義について議論し、その必要性について認識しておくことは、今後の歴史的環境保全の展開において、十分に意味のあることと考える。また、日本におけるヴァナキュラー環境の評価・保全の意義を議論するに際し、ヴァナキュラー環境の保全に対する要請が強まっている日本の歴史的環境保全思想と、これまでにヴァナキュラー環境の評価・保全を行ってきた米国の歴史的環境保全思想との比較を行うことは、一つの有効な手段であると考えられる。これまで、日米の歴史的環境保全の比較研究は行われてきているが、そうした研究は主に歴史的環境保全の制度面における比較研究であり、歴史的環境としてどのような環境を、どのような視点から、何故、評価し保全するのかといった、歴史的環境保全思想に関する比較研究は行われていない。

2. 研究の目的と方法

(1) 研究目的

以上のような背景を受け、本研究では以下の点を目的とする。Ⅰ)日米の歴史的環境保全の変遷を、i)どのような環境を、ii)何故、iii)どのような視点から、iv)誰が、評価し保全してきたかという 4 つの視点からまとめ、日米の歴史的環境保全思想の比較・考察を行う。Ⅱ)日米におけるヴァナキュラー環境の評価・保全の意義について考察する。

*キーワード：景観、都市計画

**正員、工修、パシフィックコンサルタンツ株式会社

(東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号新宿第一生命ビル、
TEL03-3344-1698、FAX03-3344-1386)

***正員、工博、東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻
(東京都文京区本郷 7 丁目 3 番 1 号、
TEL03-5841-6138、FAX03-5841-8505)

(2)研究方法

本研究では、Ⅰ)歴史的環境保全にかかわる法律や文献の調査、Ⅱ)歴史的環境の保全事例調査、Ⅲ)有識者へのインタビュー調査を研究方法とする。

3. 日米の歴史的環境保全の変遷

(1)日本における歴史的環境保全の変遷

日本で最初に歴史的環境の保全が行われるようになったのは、1871(明治4)年5月、太政官による「古器旧物保存方」の布告によってである³⁾。明治維新直後の廃仏毀釈や欧化主義・厭旧競新といった社会的機運から、古社寺建造物や古社寺所有の古美術品等が破壊・喪失の危機に瀕した。これを受けて、“古器旧物は、古今時勢の変遷や制度、風俗の沿革を考証するのに役立つもの”との観点から、国や有識者が中心となり、これらの保全に努めた。さらに、1897(明治30)年の「古社寺保存法」の制定により、“歴史の象徴”“美術の規範”の観点から、古社寺の建造物やそこに収められている宝物の保存が急速に進んだ。

大正初めには、土地の開拓や道路の新設、鉄道の開通や工場の設置等の開発により、史跡・名勝・天然記念物が破壊されつつあった。こうした状況を憂慮した専門家や有識者の働きかけにより、1919(大正8)年「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定された。これにより、国によって史跡・名勝・天然記念物の保全が進められた。その後、昭和初めの経済不況により、城郭建築や旧大名の宝物類等が破壊・散逸の危機に瀕した。こうした状況を受け、1929(昭和4)年には「国宝保存法」が、1933(昭和8)年には「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され、“歴史の象徴”“美術の規範”として城郭建築や一般の美術品が保全の対象となった。

戦後は、歴史学・民俗学・考古学等の発展に伴い、歴史的環境を評価する視点はそれまでに比べ多様化し、評価・保全の対象も拡充された。1950(昭和25)年5月制定の「文化財保護法」のもと、文化財の範囲は、有形文化財・無形文化財・民俗資料・記念物とされ、これまでに比べ広範な環境が歴史的環境として評価・保全の対象となった。これらの環境は、専門家により“歴史上の価値”“学術上の価値”“芸術上又は観賞上の価値”“国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの”との視点から評価された。しかし、戦前の政治情勢に左右された歴史的環境保全に対する反省から、「文化財保護法」により保護を受けたのは、厳しい基準を満たした一部の優品に限定され、逆に文化財イコール国民の日常生活からかけ離れた例外的な逸品と認識されるようになった^{4)~5)}。

1960年代に入ると、急速な都市化やダム建設等の大規模開発等により、民家や近代建築物の破壊・消失が相次いだ。こうした状況を受け、建築学会等が中心となり、民

家や近代建築物の評価・保全が行われるようになった。民家は“地方的特色”という視点から評価され⁶⁾、近代建築物はその“建築史的・文化的価値”が評価を受け⁷⁾、それぞれ文化財保護法等により保全された。

また、平城宮跡地への開発計画等をきっかけとして、この頃から住民が次第に歴史的環境の保全に関心を持つようになった。鎌倉では1964(昭和39)年、鶴岡八幡宮裏山の宅地造成に反対する住民運動が起き、これを契機に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下、古都保存法)」が制定された。この法律にいう“歴史的風土”とは“わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡などが周囲の自然環境と一体をなして、古都における伝統と文化を具現し、および形成している土地の状況”と規定された。しかし、対象地域は古都(奈良市・京都市・鎌倉市)における社寺陵墓等とその周囲の自然環境に限定され、周辺の町並みや集落、あるいは他の都市には適用されなかった。

1970年代に入ると、日常の生活環境にまで開発の波が押し寄せ、1960年代に芽生えた住民の歴史的環境の保全に対する意識が高まっていく。都市再開発の名のもとに、全国各地で歴史的環境は改変され、日本列島に画一化のローラーがかけられていった。そうした中、住民の生活環境の向上には、歴史的環境の保全が必要であると考えられるようになる⁸⁾。さらに、建造物等の単体としての点の保全だけではなく、景観や町並みといった面の保全が必要であると、住民レベルにおいても考えられるようになった⁹⁾。飛騨高山や木曾妻籠宿をはじめとして、全国各地で歴史的環境の保全を目的とした住民運動が盛んに行われ、金沢市や倉敷市をはじめとした地方自治体では、住民の要請に応えるかたちで歴史的景観や町並みの保全を目的とした、歴史的環境保全条例を制定した。こうした動きを受け、1975(昭和50)年、“伝統的建造物群を新たに文化財として位置付け、これと一体をなしてその価値を形成している環境をあわせて保存するため”に、文化財保護法に伝統的建造物群保存地区制度が設けられた。ここへ来て、文化財保護法においても歴史的景観や町並みが評価・保全の対象となった。

1980年代に入ると、それまでの流れを受けるかたちで、日本各地で歴史的景観や町並みの保全が、行政レベル、地域住民レベルで活発に行われるようになる。さらにこうした動きは、歴史的景観や町並みの保全を核としたまちづくりへと発展し、国や地方自治体によりさまざまな制度が設けられるようになった。

1990年代に入ると、近代化に貢献した産業、交通、土木遺産等の近代化遺産が、歴史的・文化的資産としての評価を受けるようになる。近年の国土開発、経済開発の進展、生活様式の変化等により、近代の多様かつ大量の文化財が、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされているとの認識から¹⁰⁾、1996(平成8)年には文化財

保護法が改正され、建造物に限り登録文化財制度が導入され、近代文化遺産の登録が行われるようになった。また、1996(平成 8)年に建設省の掲げた「文化を守り育む地域づくり、まちづくりの基本方針¹¹⁾」にも見られるように、全国各地で文化財の再生・活用を軸としたまちづくり、いわゆる“歴史をいかしたまちづくり”が盛んに行われるようになった。

以上のようにまとめられる日本の歴史的環境保全の変遷を、年代ごとに i) どのような環境を、ii) 何故、iii) どのような視点から、iv) 誰がどのように評価し保全してきたのかを、社会背景とともに簡潔に表したものが表-1 となる。

(2) 米国における歴史的環境保全の変遷

19 世紀はじめから 1960 年代までの、米国における歴史的環境の保全は、主に建国の英雄に対する尊敬心や愛国心、あるいは植民地時代への帰属意識や郷愁から来るものであった。また、その中心となったのは、地域住民による住民運動や民間団体の活動であった。

1910 年代までの地域住民や民間団体の活動は、主に植民地時代や建国に関連の深い史跡あるいは建造物を、個別に保全していくことに限られていた。1920 年代に入ると、ウィリアムスバーグ(Williamsburg, Virginia)をはじめとして、植民地時代の町並みの復元が行われるようになる。さらに、こうした歴史的環境の保全や復元による歴史教育や生活環境保全といった意識が芽生え始めた。しかし、その評価・保全の対象となったのは、建国や植民地時代の輝かしい歴史と関連の深い環境のみであった。

1930 年代に入ると、自動車社会の発達による開発の波が、地域住民の生活環境にまで押し寄せるようになる。各地で歴史的建造物が相次いで破壊されるなど、地域住民の生活環境が脅かされるようになった。こうした状況を憂慮した、チャールストン市(Charleston, South Carolina)をはじめとした地方自治体は、地域住民の生活環境を守るために、ゾーニング規制による歴史的環境保全を行うようになった。この頃から、植民地時代や建国の歴史に関連の深い環境ばかりではなく、歴史に培われた都市の個性を保全していく意識が徐々に芽生え始めた。こうした地域住民や民間団体、地方自治体の活動に対して、国は自然環境の保全や歴史的建造物の全国調査の実施、国家的に特に重要な歴史的環境の保全のための法整備など、最低限の活動を行うにとどまり、歴史的環境保全の中心となることはなかった。

しかし、1960 年代以降、こうした傾向に変化が見られる。国・地方自治体・地域住民と、様々なレベルにおいて歴史的環境の保全に対する関心が高まり、国家レベルの包括的な歴史的環境保全計画の必要性が叫ばれた。それを受けて、1966 年に「国家歴史保全法(The National Historic Preservation Act, 1966)」が制定された。その

前文では、“The Congress finds and declares (a)that the spirit and direction of the Nation are founded upon and reflected in its historic past; (b)that the historical and cultural foundations of the Nation should be preserved as a living part of our community life and development in order to give a sense of orientation to the American people;” と謳われている。同時にこの時期、アーバン・リニューアル・プロジェクトや、高速道路やダム建設等による、急激な地域環境や生活環境の破壊を目の当たりにした住民が、植民地時代や建国に関する輝かしい過去ばかりではなく、地域の歴史に培われた個性や、そこで営まれてきた生活環境の保全に、高い関心を寄せるようになった。国家歴史保全法が、国レベルだけではなく州や地域レベルといった、様々なレベルにおいて重要な歴史的環境の保全を目的としていたこともあり、地域の個性や生活環境の保全のために、地域史や地域の生活環境の歴史に対する関心が集まった。

こうした流れを受け、1970 年代に入ると、普通の人々の地域の日常生活の中で育まれてきた環境、“ヴァナキュラー環境”が、評価・保全の対象となる。ヴァナキュラー環境の歴史的な重要性を評価することで、一部の限られた歴史だけではなく、地域の日常生活の歴史にも眼が向けられるようになり、正確な歴史認識がなされるとともに、地域の日常生活の中で大切にされてきた環境が見出され、それらを保全することにより、地域の生活環境が守られ、また地域の個性やアイデンティティーの確認がなされるようになった。

1980 年代に入り、古いダウンタウンの商業地区が、投機の対象としての強引な修復・保全を受け、低所得者層の立ち退き、いわゆるジェントリフィケーション(gentrification)問題など、そこでの生活環境が乱された時期もあったが、1990 年代に入ると落ち着きを取り戻し、再びヴァナキュラー環境の評価・保全をはじめ、国・地方自治体・民間のそれぞれのレベルで、活発に歴史的環境の保全が行われるようになった。

以上のようにまとめられる米国の歴史的環境保全の変遷を、年代ごとに i) どのような環境を、ii) 何故、iii) どのような視点から、iv) 誰がどのように評価し保全してきたのかを、社会背景とともに簡潔に表したものが表-2 となる。

(3) 日米の歴史的環境保全思想の比較

ここでは、前節までのまとめを踏まえ、日米の歴史的環境保全思想の比較・考察を行う。

これまで見てきたように、i) どのような環境を、ii) 何故、iii) どのような視点から、iv) 誰が保全してきたか、の 4 つの視点を通して日米の歴史的環境保全思想を捉えると、明快な相違が見えてくる。

表一 日本における歴史的環境保全の変遷

年代	どのような環境	何故/ どのような視点から	誰が/どのようにして	社会背景
1871 (明治4)	古器旧物 (美術品・社寺建造物) 骨董品	古今時勢の変遷や制度・ 風俗の沿革の考証に 役立つ	国/古器旧物保存方	廃仏毀釈
1897 (明治30)	古社寺建造物 古社寺所蔵の美術品	歴史の象徴 美術の模範	国/古社寺保存法	古社寺保存機運の高まり
1919 (大正8)	史跡・名勝・天然記念物		国/史蹟名勝天然記念物 保護法	土地開発・道路鉄道の 敷設・工場設置による 破壊の危機
1929 (昭和4)	城郭建築 旧大名の宝物	歴史の象徴 美術の模範	国/国宝保存法	昭和初期の不況による 散逸・荒廃
1933 (昭和8)	重要美術品	歴史上・芸術上重要な価値	国/重要美術品等ノ保存 ニ関スル法律	美術品の海外流出
1950 (昭和25)	建造物 無形文化財 埋蔵文化財	歴史・芸術・学術・観賞上 重要 国民生活の推移の理解に 役立つ	国/文化財保護法	文化財の荒廃・海外流出 歴史学・考古学の学問 水準の向上
1954 (昭和29)	民俗文化財 無形文化財 埋蔵文化財		国/文化財保護法	民俗学・考古学・歴史学の 発展
1960年代	民家 近代建築 古都	地方的特色 建築・文化的価値 自然環境と一体をなして 伝統文化を具現・形成	国/文化財保護法 国/古都保存法 住民運動	ダム・都市開発 都市再開発 古都環境破壊
1975 (昭和50)	歴史的景観・町並み 伝統的建造物群	生活環境保全 周囲の環境と一体を なして歴史的風致を 形成	住民運動 地方自治体/条例 国/文化財保護法	急速な都市開発 住民運動の広まり
1970年代 ～ 1980年代	歴史的景観・町並み	地域活性化	住民運動 地方自治体/条例	歴史をいかしたまちづくり
1990年代	近代文化遺産 地域の個性 多様な文化財	歴史的・文化的資産	国/登録制度	多様かつ大量の文化財が 破壊の危機

表-2 米国における歴史的環境保全の変遷

年代	どのような環境	何故/ どのような視点から	誰が/どのようにして	社会背景
19世紀半ば ～ 19世紀後期	植民地時代・アメリカ建国・ 建国の英雄に関連のある 史跡や建造物	愛国心 建国の英雄に対する尊敬	民間団体/House Museum 州/財政援助	建国や建国の士へ対する 尊敬・神聖化
19世紀後期	自然環境 遺跡 遺跡・埋蔵物 自然環境 景勝地		国/国定公園 国/National Park Service 設立 民間団体	自然環境破壊 先住民への関心・研究の高まり 急速な産業化 急激な都市化による環境破壊
1900年代 ～ 1920年代	過去の文化全般 (遺跡・記念碑となるもの) 地方の建築物 町並み復元(植民地時代中心)	植民地時代に対する帰属意識 過去の反映 建築の見本 教育・道德上の重要性 歴史教育 愛国心	国/Antiquities Act of 1906 民間団体 民間団体/(Museum Village)	考古学の発展 遺跡の人為的荒廃 過去への自民族(白人)中心 主義的関心から過去の文化 全般に対する関心の高まり 産業革命による社会変革 への反応 植民地時代に対する関心の 高まり アメリカ様式建築の研究
1930年代 ～ 1940年代	歴史地区 景勝地 国家的重要性を持った史跡・ 建造物(過去の遺産)	生活環境保全 国民の利益のため	市/ゾーニング規制 国/Scenic Parkway 国/Historic Sites Act of 1935	都市開発 自動車社会の発達 余暇増加 自動車社会の到来 観光資源としての歴史地区・ 景勝地 開発による危機 ニューディール政策 観光資源としての歴史的環境
1950年代	歴史的建造物 歴史地区	歴史の美化 純粋な歴史評価 美観・都市デザイン 地区の個性の保全 生活環境保全	地方自治体 民間団体/歴史記念館・ 屋外博物館 地方自治体 民間団体	戦勝による国民の自信の表れ 都市開発 高速道路建設 ダム建設
1960年代	国・州・地域レベルにおいて 歴史上・建築学上・考古学上・ 文化上重要な地区・史跡・ 建造物・構造物・物品	現在は過去の上にまた過去 を反映してある 歴史的環境は地域の日常生活 において切り離せない 将来に対する方向付け	国/National Historic Preservation Act of 1966	民族・民俗学・土着の建物に 対する関心の高まり 愛国心からだけではなく 歴史への関心 地域の個性への関心 保全が生活の質の問題に
1970年代	多様な環境 民俗文化財 無形文化財 地域史関連文化財 ヴァナキュラー環境 民家 マイノリティー(少数民族)・ 低所得者の生活・歴史に関 連した環境	多様化する歴史への興味 歴史の再評価 歴史・文化の正しい認識	民間団体 国/助成金・非営利事業 (歴史地区) 国 州 地方自治体 民間	建国200年際を前にしての幅広い 歴史に対する関心の高まり 民俗史・地域史に対する関心の 高まり 正しい歴史認識の必要性 これまで保全されてきた環境 に対する再評価の必要性 歴史地区制定によるマイ ノリティーや低所得者の 立ち退き
1980年代	ダウンタウンの商業地区	投機対象	国/Main Street Program・ Tax Reform Act of 1976	ダウンタウンの経済活性化 税の優遇目当てで歴史的 建造物が投機対象に 歴史は付加価値
1990年代	ヴァナキュラー環境			1980年代の歴史的環境保 全に対する反省

まず、どのような環境を、何故、評価し保全してきたかという点に関しては、日米とも類似している。対象となった環境は、日米ともに建造物や構造物、史跡や景観といった環境であり、それらは徐々に国レベルの重要性を持った環境から地域レベル・生活者レベルの重要性を持った環境へと移行してきている。ただし、日本の場合はその中でも逸品・銘品に限って評価・保全されてきたのに対し、米国の場合は多種多様な環境が評価・保全されてきている。

次に、何故、評価し、保全してきたかという点に関しては、その条文等における表現には差こそあれ、日米ともに建造物や構造物、史跡や景観といった環境を、国や地域、あるいは生活者のアイデンティティーとして評価し保全してきたということができる。国や地域、もしくはそこで営まれてきた生活の成り立ちを知るための手がかりとして、建造物や構造物、史跡や景観、さらに日本の場合は祭や伝統芸能等を保全してきたのである。つまり、近年は日米ともに、地域レベル・生活者レベルの重要性を持った環境の保全により、地域や地域生活のアイデンティティーの保全が行われている、あるいはその保全の必要性が認識されているということができる。

しかし、保全の主導者と評価の視点が日米では異なっている。日本の場合、保全を主導してきたのは、国あるいは専門分野の有識者であった。それ故に日本においては、非常に専門性の強い保全が行われてきた。つまり、文化財保護法という“学術上の価値”“芸術上の価値”が非常に重要視され、高度な専門的見地から上述した環境を評価し、保全してきたのである。そのため、西村¹²⁾が言うように、日本において保全されるのは国民の日常生活からかけ離れた、例外的な逸品であるという認識がなされるようになった。

一方米国では、住民や民間団体が保全を主導してきた。そこに地方自治体や国が、枠組みづくりというかたちで関与するようになった。そのため、評価の視点も、必ずしも専門的な学術上の視点からだけではなく、地域の歴史、地域の生活史といった多様な視点から評価が行われている。

このように、近年日米ともに地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全に対する関心が高まっている。その際、こうした相違点から明らかなのは、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全のために、多様な視点から幅広くヴァナキュラー環境の評価・保全を行っている米国に対し、日本の場合非常に専門的な視点から、学術上あるいは芸術上の価値を見出すことのできる、一部の歴史的景観や町並みの評価・保全により、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全を試みるにとどまっているということである。

こうして、日米の歴史的環境保全思想を比較してみると、一方では日本においては専門的価値のあるものに限

って、保全を行っていればよいという議論も成り立つが、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全という観点からすれば、日本においてもヴァナキュラー環境を評価・保全していく必要は十分にあると指摘することができる。

そこで次に、どのような視点からどのような評価意図をもって、ヴァナキュラー環境を評価・保全していくべきであるかについて整理する。

4. 日米におけるヴァナキュラー環境の評価

(1) 調査方法

どのような視点からヴァナキュラー環境の評価を行うかというヴァナキュラー環境評価視点と、どのような意図を持ってヴァナキュラー環境の評価を行うかというヴァナキュラー環境評価意図を整理するために、以下のよう

に調査を行った。

a) 米国における保全事例調査

米国においては、既にヴァナキュラー環境の評価・保全が行われており、数多くの保全事例が存在する。そこで本研究では、米国におけるヴァナキュラー環境の評価視点と評価意図を整理するために、ヴァナキュラー環境の保全事例調査を行った。調査対象事例は、以下の128事例である。

- ・ワシントン州キング郡(King County, Washington State)において、国の保全計画で保全されている19事例
- ・ワシントン州キング郡において、州の保全計画で保全されている2事例
- ・ワシントン州キング郡において、郡の保全計画で保全されている52事例
- ・ワシントン州キング郡シアトル市(Seattle)において、市の保全計画で保全されている15事例
- ・全米各州において、国の保全計画で保全されている40事例

米国では、国・州・地方政府のどのレベルの保全計画においても、保全に際しその環境の歴史的な重要性および保全することの意義に関して記述した、ノミネーション・フォーム(nomination form)と呼ばれる書類が作成される。この書類は一般に公開されており、各レベルの歴史的環境保全を受け持つ事務室において閲覧可能である。本研究においては、上記各事例のノミネーション・フォームの記述のうち、評価にあたっての評価視点・評価意図に関する記述に特に着目し、それらの内容が類似するものをどうしを分類・整理することで、米国におけるヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図をまとめた。

b) 日本におけるヴァナキュラー環境に関するインタビュー調査

日本においては、結果としてヴァナキュラー環境が保全されることはあっても、歴史的環境としてのヴァナキュラー環境という観点から、その評価・保全は行われていない。そこで本研究では、歴史的環境保全とかかわりの深い分野の有識者に対するインタビュー調査を行うことが、ヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図をまとめるにあたり、最も有効な方法であると考え、以下に挙げる建築・造園・色彩・照明・インダストリアルデザイン・都市・文学の各分野の有識者 16 名に、1998(平成 10)年 9 月から同年 10 月にかけて、I)どのような視点から、どのような意図を持ってヴァナキュラー環境の評価を行うことが有効か、II)その際どのような環境が具体的に評価の対象となり得るか、という点に関してインタビュー調査を行った。さらに、ヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図のまとめにあたっては、米国における事例調査によりまとめられた評価視点・評価意図との比較を行いつつ、内容が類似するものどうしを分類・整理することで、日本におけるヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図をまとめた。

インタビュー対象者：

(建築)

- O 氏 建築家
- K 氏 横浜市
- J 氏 法政大学工学部建築学科
- S 氏 東京大学工学部建築学科
- F 氏 山口大学
- F 氏 東京大学生産技術研究所

(造園)

- I 氏 早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻
- U 氏 ランドスケープ・アーキテクト
- S 氏 東京農業大学
- H 氏 東京大学アジア生物資源環境研究センター

(色彩)

- O 氏 東京藝術大学
- T 氏 公共の色彩を考える会

(インダストリアル・デザイン)

- N 氏 インダストリアル・デザイナー

(照明)

- C 氏 照明デザイナー

(都市)

- N 氏 東京大学工学部都市工学科

(歴史)

- O 氏 江戸東京博物館

(分野別・五十音順)

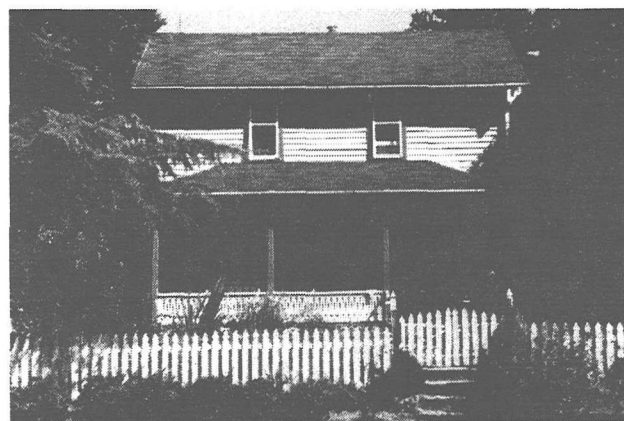


写真-1 Wilke Farmhouse (撮影:阿部)

(2) 米国におけるヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図

保全事例調査により、米国におけるヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図は、次の 5 項目にまとめることができる。

a) 建造物の地域的特色という評価視点

建造物の地域的特色という評価視点は、素材や建設方法あるいはデザインにおける建造物の地域的特色を評価していくことで、以下の点を見出すことを意図している。

1. 建造物の地域的特色に表れた生活者の日常生活における知恵
2. 建造物の地域的特色に表れた生活者の自然環境に対する応答の仕方
3. 建造物の地域的特色に表れた生活様式等の過去の生活の痕跡

この評価視点の下では、民家やアパートといった一般大衆の建造物が、デザイン・機能・建設方法・建設素材などの面から幅広く評価された。

この視点から評価・保全されている具体例として、ワシントン州シアトル市の Wilke Farmhouse (写真-1) 等が挙げられる。Wilke Farmhouse は、19 世紀の終わり頃の大都市近郊では一般的であった、住宅地内の小農園における典型的な建造物である。現在、農園は宅地化されているが、建造物のデザインや機能面における特色から評価され、地域の生活様式の痕跡を残す建造物として保全されている。

b) 景観の地域的特色という評価視点

景観の地域的特色という評価視点は、都市景観も含めた、景観の地域的特色を評価していくことで、以下の点を見出すことを意図している。

1. 景観の地域的特色に表れた生活者の日常生活における知恵
2. 景観の地域的特色に表れた生活者の自然環境に対する応答の仕方
3. 景観の地域的特色に表れた生活様式等の過去の生活の痕跡



写真-2 The Pike Place Public Market (撮影:阿部)

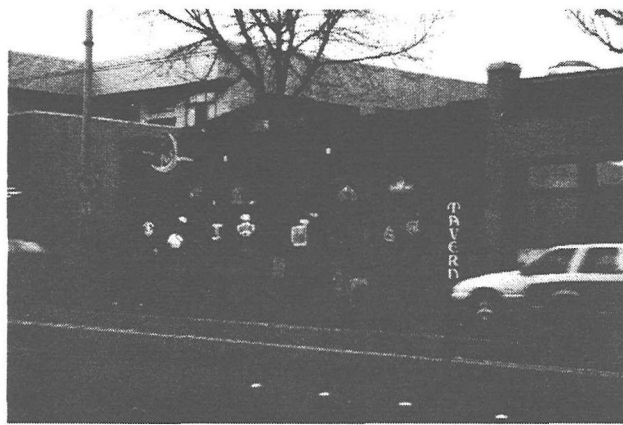


写真-3 Blue Moon Tavern (撮影:阿部)

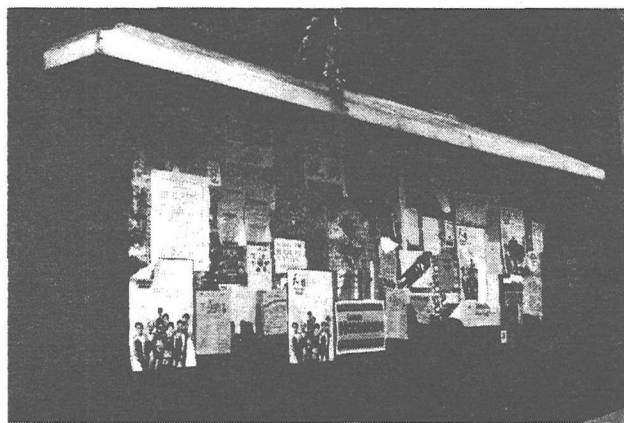


写真-4 Chinese Community Bulletin Board (撮影:阿部)



写真-5 Nihon Go Gakko (撮影:阿部)

この評価視点の下では、農場景観等が評価され、農業形態や生活様式の地域性、あるいは生活者の自然環境に対する応答の仕方が見出される。

この視点から評価・保全されている具体例としては、オレゴン州の Birch Creek Ranch Historic Landscape 等が挙げられる。Birch Creek Ranch Historic Landscape は、入植当初の農業形態や居住形態の表れた景観として保全されている。

c)地域生活の歴史という評価視点

地域生活の歴史という評価視点は、地域の日常生活の歴史、コミュニティー(community)の歴史を振り返ること、以下の点を見出すことを意図している。

1. 地域生活の中で重要な役割を果たした環境
2. 地域の発展に貢献した環境

この評価視点の下では、地域の発展に貢献した市場や商店あるいは土木構造物、日常生活の中で重要な役割を果たしてきた地域の集会所や教会等が評価されている。

この視点の下で評価・保全されている具体例としては、地域の発展に貢献してきた、シアトル市の The Pike Place Public Market (写真-2) や Blue Moon Tavern (写真-3)、スノコルミー市 (Snoqualmie, Washington)の水力発電所等が挙げられる。

d)主題別という評価視点

主題別という評価視点は、以下に挙げるような主題

(theme)別に重要な、建造物・構造物・景観・都市構造等を評価していこうという視点である。主題としては、商業・工業・鉱業・産業・農業・林業・漁業・サービス業・建築学・土木工学・都市学・学校建築・公共施設・リゾート地等が挙げられる。この視点は、各主題において重要な環境を見出すことを意図している。

この視点の下で評価・保全されている具体例としては、ワシントン州キング郡の鉱業の発展に貢献した Pacific Coast Coal Company Office や、鉄道の発展に貢献したワシントン州の Stevens Pass Historic District 等が挙げられる。

e)民族という評価視点

民族という評価視点は、地域に住む特定の民族の歴史や建造物の民族的特色を評価していくことで、以下の点を見出すことを意図している。

1. ある民族の生活上重要な役割を果たした環境
2. ある民族の地域の発展への貢献

この視点から評価・保全されている具体例としては、シアトル市の中華系移民の生活に欠かせなかった掲示板 (写真-4)、日系移民の生活に欠かせなかった共同浴場や日本語学校 (写真-5)、地域の農業の発展に貢献したワシントン州ヴェイション島 (Vashon Island)の日系人農場 Mukai Agricultural Complex 等が挙げられる。



写真-6 酒蔵(兵庫県神戸市)(撮影:篠原)

(3)日本におけるヴァナキュラー環境の評価視点・評価意図

インタビュー調査により、日本においては以下の7評価視点および評価意図からヴァナキュラー環境を評価・保全していくことが有効であることが見出せた。本節では、これらの評価視点・評価意図における日米の相違にも、着目してまとめていく。

a)建造物の地的特色という評価視点

建造物の地的特色という評価視点、およびその下での評価意図は、米国の場合と類似している。日本においても、建造物の地的特色という評価視点は、素材や建設方法あるいはデザインにおける建造物の地的特色を評価していくことで、以下の点を見出すことを意図している。

1. 建造物の地的特色に表れた生活者の日常生活における知恵
2. 建造物の地的特色に表れた生活者の自然環境に対する応答の仕方
3. 建造物の地的特色に表れた生活様式等の過去の生活の痕跡

この評価視点は、従来の日本の歴史的環境保全にも存在した視点であり、この視点から民家や伝統的建造物が評価・保全されてきた。しかしこれまでは、学術上・芸術上の価値がまず重要視され、民家や伝統的建造物の中でも、逸品・銘品が保全されるにとどまっている。地域や地域生活のアイデンティティーの保全・確認という観点からすれば、学術上・芸術上の価値の高い民家や伝統的建造物だけではなく、一見ありふれた建造物に対しても、この評価視点および評価意図から評価・保全を行っていく必要があると考えられる。

日本において、建造物の地的特色という評価視点から評価され得る具体例としては、日本各地に残る民家や農家の建造物をはじめ、兵庫県神戸市に見られるような酒蔵(写真-6)等が挙げられる。

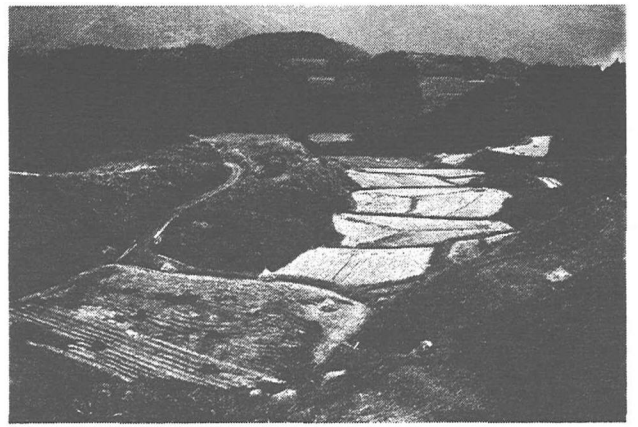


写真-7 棚田(熊本県矢部町)(撮影:阿部)

b)景観の地的特色という評価視点

景観の地的特色という評価視点、およびその下での評価意図は、米国の場合と類似している。日本においても、景観の地的特色という評価視点は、景観の地的特色を評価していくことで、以下の点を見出すことを意図している。

1. 景観の地的特色に表れた生活者の日常生活における知恵
2. 景観の地的特色に表れた生活者の自然環境に対する応答の仕方
3. 景観の地的特色に表れた生活様式等の過去の生活の痕跡

従来の日本の歴史的環境保全においても、景観の地的特色という視点から、伝統的建造物が群として作り出す景観等が評価・保全されている。しかし、それらはここに挙げた評価意図をもって評価・保全されているというよりも、やはり学術上・芸術上の価値がより重要視され、評価・保全されている。この視点からは、特にこれまでは漠然とした重要性の認識しかなかった棚田や散居などの農業景観等も、生活者の日常生活における知恵や自然環境に対する応答の仕方、あるいは生活の痕跡の表れた景観として、評価・保全を行っていく必要があると考えられる。

日本において、景観の地的特色という評価視点から評価され得る具体例として、石川県輪島市や熊本県矢部町(写真-7)をはじめ日本各地に点在する棚田の景観や、富山県砺波市や岩手県胆沢町などに見られるような散居景観、あるいは日本各地に見られる段々畑や蜜柑畑の景観等が挙げられる。

c)都市構造という評価視点

都市構造という評価視点は、米国の事例からは見出されなかった日本独自の評価視点である。この評価視点は、都市構造の地的特色を評価していくことで、地域環境や都市構造に対する、地域の生活者の応答の仕方を見出すことを意図している。つまり、I)都市構造というハードに対して、生活者はそれをどう受け入れ、どのように改善していったのか、II)農村などを含めた意味での都

市を形作る際、そこでは何が規範とされ、何が重要視されたのか、といった点が見出せると考えられる。

この評価視点から評価され得る具体例として、東京都内に数多く残る路地や、富士見坂・潮見坂等といった坂道あるいは坂道の名称等が挙げられる。これまでは下町情緒を残しているなどといった、曖昧な評価しかなされていなかった路地等に対しても、この視点から評価を行うことで、基盤目状の都市構造に対する、地域の生活者の応答の表れといった明確な重要性が見出せ、地域生活のアイデンティティーの確認につながると考えられる。また、江戸をはじめとした旧城下町における街道や坂道等をこの視点から評価していくことで、城下町の設計に際して微地形のもつ重要性等が見出せると考えられる¹³⁾。

d) 色彩の地域的特色という評価視点

色彩の地域的特色という評価視点は、米国の事例からは見出されなかった日本独自の評価視点である。地域にある自然の素材に、生活者の知恵や生活習慣といった解釈が加わり、そこに地域独特の色彩が表れてくると考えられる。そこで、色彩の地域的特色という評価視点は、建造物や構造物に表れた地域独特の色彩を評価していくことで、地域の生活者の生活習慣や知恵、あるいは土地に対する解釈の仕方を見出すことを意図している。

この評価視点から評価され得る具体例として、島根県津和野町に見られる石州瓦や日本各地に残るなまこ壁の色などが挙げられる。石州瓦等に見られるように、瓦の色は土という地場の素材に生活者の知恵が加わって生み出されている。また、なまこ壁の色も同様である。こうした環境には、地域の生活習慣や知恵、生活者の土地に対する解釈の仕方が表れている。

e) 地域生活の歴史という評価視点

地域生活の歴史という評価視点は、米国の場合と類似している。しかし、その下での評価意図が日米ではやや異なっている。日本の場合、地域の日常生活の歴史を振り返ることで、以下の点を見出すことを意図している。

1. 地域生活の中で重要な役割を果たした環境
2. 地域の発展に貢献した環境
3. 地域生活の中で精神的なよりどころとなってきた環境
4. ある土地で営まれてきた生活の痕跡や土地の記憶

日本において、地域生活の歴史という評価視点から評価され得る具体例として、地域の発展に貢献し、日常生活で重要な役割を果たしてきた、日本各地の市場や商店街、集会所や風呂屋、あるいは近代文化遺産、また地域の日常生活の中で大切にされてきた神社や稲荷、井戸、さらにある土地における生活の痕跡あるいは土地の記憶として、城下町の旧武家地などに今なお残る武家屋敷の門や塀等が挙げられる。

f) 主題別という評価視点

主題別という評価視点、およびその下での評価意図は、米国の場合と類似している。日本においても、産業・交通・

土木の分野における近代化遺産、建築分野における近代和風・洋風建築といった、主題別に重要な環境を見出すことを意図している。

従来の日本の歴史的環境保全においても、近代化遺産、近代和風・洋風建築をはじめとして、登録制度への登録を中心に、この視点からの評価・保全が進んでいる。また、交通や土木分野の発展を知る上で、重要な位置付けにある首都高速1号線などの初期の高速道路や、東京都を流れる神田川などの中小河川における橋梁、鉱業の発展に貢献してきた九州地方や北海道の炭坑の町等も、この視点から評価され得る具体例として挙げることができる。

g) 民族という評価視点

民族という評価視点、およびその下での評価意図は、米国の場合と類似している。日本においても、民族という評価視点は、地域に住む特定の民族の歴史を評価していくことで、以下の点を見出すことを意図している。

1. ある民族の生活上重要な役割を果たした環境
2. ある民族の地域の発展への貢献

日本の場合、この評価視点は、単一民族国家であるとの認識からか、従来の歴史的環境保全にはない、全く新しい評価視点である。

日本において、民族という評価視点から評価され得る具体例として、先に挙げたアイヌ民族の聖地二風谷や、神奈川県横浜市や長崎県長崎市の中島街、あるいは東京都台東区に見られるような中国や韓国の食材を提供してきた商店や市場等が挙げられる。

(4) 日米のヴァナキュラー環境評価視点・評価意図の比較

ここでは、前節までのまとめを踏まえ、日米のヴァナキュラー環境評価視点・評価意図の相違点をまとめる。

建造物の地域的特色、景観の地域的特色および主題別という評価視点、さらにその下での評価意図は、日米ともほぼ同様である。一方、日本独自の都市構造や色彩の地域的特色という評価視点、あるいは地域生活の歴史という評価視点の下での評価意図には、日米で差異が見られる。

米国の場合、地域生活の歴史という評価視点の下では、ある地域の日常生活、換言するとあるコミュニティにおける日常生活に着目して、歴史を振り返ることに重点が置かれている。一方日本の場合、地域生活の歴史という評価視点の下では、ある地域の日常生活にだけでなく、ある土地に着目して歴史を振り返ることに重点が置かれている。これは、都市構造や色彩の地域的特色という評価視点にも共通していえることである。ある土地において営まれてきた生活の痕跡や、素材としての土や地形といった意味での、ある土地の日常生活に与えた影響、あるいは精神的なよりどころとなってきた場所といったように、土地に着目してヴァナキュラー環境の歴史的重要性を見出すことを意図している。

米国の大半の都市は、欧州からの入植以来、新たな土地を求めて移動してきた人々が、そこで新たにアメリカ人としてコミュニティを形成し、そのコミュニティを中心に発展してきたという歴史をもつ。一方日本の場合、明治維新後や戦後に、生活習慣や生活形態に大きな変化があったとはいえ、人々は常に日本という土地に日本人として住み続けてきた。こうした日米の歴史の違いが、地域あるいは地域生活のアイデンティティの保全・確認という観点からヴァナキュラー環境を評価する際、これまで見てきたような評価視点・評価意図の違いとなつて表れてきていると考えることができる。

5. 研究成果

本研究の研究成果は、以下のようになる。

- I) 日米の歴史的環境保全の変遷を、i) どのような環境を、ii) 何故、iii) どのような視点から、iv) 誰が、評価し保全してきたかという 4 つの視点からまとめた。
- II) 日米の歴史的環境保全思想の比較により、日米におけるヴァナキュラー環境の評価・保全の意義について議論し、地域あるいは地域生活のアイデンティティの保全という観点から、日本においてもヴァナキュラー環境を評価・保全していく必要があることを指摘した。
- III) ヴァナキュラー環境の保全事例調査により、米国におけるヴァナキュラー環境の評価視点及び評価意図をまとめた。
- IV) 歴史的環境保全とかわりの深い分野の有識者へのインタビュー調査により、日本において有効と考えられる、ヴァナキュラー環境の評価視点及び評価意図をまとめ、従来の歴史的環境保全では見出されていない、ヴァナキュラー環境の歴史的な重要性を指摘した。

謝辞

本研究をまとめるにあたり、早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻井手久登教授、東京大学工学部建築学科伊藤毅助教授、文化庁文化財保護部建造物課稲葉信

子氏、長岡造形大学大学院上山良子教授、建築家岡部憲明氏、江戸東京博物館顧問小木新造氏、東京藝術大学尾登誠一助教授、横浜市都市計画局都市デザイン室国吉直行氏、工学院大学建築都市デザイン学科後藤治助教授、国立科学博物館清水慶一氏、東京農業大学進士五十八教授、法政大学工学部建築学科陣内秀信教授、東京大学工学部建築学科鈴木博之教授、公共の色彩を考える会田村美幸氏、照明デザイナー近田玲子氏、インダストリアルデザイナー西沢健氏、東京大学工学部都市工学科西村幸夫教授、山口大学藤本昌也教授、東京大学生産技術研究所藤森照信教授、東京大学アジア生物資源環境研究センター堀繁教授、米国ワシントン大学(University of Washington)の Gail Dubrow 教授、Ronald Kasprisin 教授から、御教示賜ったことを厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 後藤治：文化財登録制度の導入，建築雑誌別冊建築年報 1996，日本建築学会，p26，1996。
- 2) Stipe, R.E. and Lee, A.J. : The American Mosaic, US/ICOMOS, Washington, D.C., pp170-172, 1987.
- 3) 木原啓吉：歴史的環境，岩波書店，p6，1982。
- 4) 参考文献 3)，pp22-23。
- 5) 西村幸夫：環境保全と景観創造，鹿島出版会，pp145-146，1997。
- 6) 参考文献 5)，pp146-147。
- 7) 参考文献 3)，pp41-42。
- 8) 参考文献 3)，p57。
- 9) 参考文献 3)，pp52-54。
- 10) 文化庁文化財保護法研究会編：文化財保護法改正のポイント Q&A，ぎょうせい，pp44-47，1997。
- 11) 建設省：建設白書平成 9 年版，大蔵省印刷局，p113，1997。
- 12) 参考文献 5)，pp145-146。
- 13) 阿部貴弘・篠原修：江戸における城下町中心部の都市設計，土木学会論文集，No.632/IV-45，pp63-76。

歴史的環境としてのヴァナキュラー環境評価 ～日米の歴史的環境保全思想の比較研究～*

阿部貴弘**・篠原修***

近年棚田や二風谷等、米国ではヴァナキュラー環境として評価・保全されている環境の保全に対する要請がある。しかしそれらの歴史的な重要性に対する認識の低さから、その要請に応える気運は高まりを見せていない。本研究では日米の歴史的環境保全思想の比較により、ヴァナキュラー環境の評価・保全の意義について考察することを目的に、文献調査・保全事例調査・インタビュー調査を行った。その結果地域あるいは地域生活のアイデンティティの保全の観点から、日本においてもヴァナキュラー環境を評価・保全していく必要があることを指摘し、さらに日米においてヴァナキュラー環境を評価する際に有効と考えられる評価視点・評価意図をまとめた。

A Study on the Thought of Historic Preservation in Evaluating the Vernacular Environment

—A Comparative Study in Japan and America—*

By Takahiro ABE** · Osamu SHINOHARA***

The vernacular environment, such as *tanada* (terraced rice fields) and *Nibutani* (a sacred place for the Ainu), has not been well preserved in Japan, while there is an increasing request for preserving it. Due to a lack of adequate understanding of historical significance of the vernacular environment in Japan, however, the tendency to meet the above request seems not to have grown yet. On the other hand, the vernacular environment in the United States has been well preserved so that the identity of a community and its residents' life is recognized. The purpose of this study was to examine the significance of evaluation and preservation of the vernacular environment, based on the comparison of the historic preservation thought of Japan with that of the United States, conducting literature survey, preserved historic property investigation and interview survey with relevant specialists. As the result, the study has indicated that the vernacular environment need be evaluated and preserved in Japan as well from the viewpoint of the preservation of the identity of a community and its residents' life. In addition, the same study has discussed the evaluation objects as well as the evaluation points which are considered effective in evaluating the vernacular environment in both Japan and the United States.
